

社会的養護の子どもアドボカシーに
かかわる法制度の理解
(説明の追加)

2025.9.18 定者 吉人

1 一時保護の司法審査

一時保護手続きの司法審査

2022.6.8の児童福祉法改正により、

「児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護を行うときは、原則として、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、・・・地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならない。」とされた(改正児童福祉法 第33条3項)。

施行日 公布の日(2022.6.14)から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

→施行日は2025年6月1日

一時保護の司法審査

○ 施行された改正児童福祉法

https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC00000000164/20250601_504AC0000000066

○ 子ども家庭庁のマニュアル

「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」

<https://www.cfa.go.jp/councils/Judicial-Review-Working-Team-on-Temporary-Protection/manual>

説明用スライド 一時保護時の司法審査

一時保護を行うべき場合

- 児童福祉法第33条 従前の条文

「児童相談所長は、**必要があると認めるときは**、・・・」

- 2025年6月1日施行後

「児童相談所長は、**児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の 内閣府令で定める場合 であつて、必要があると認めるとき** は、・・・」

内閣府令の定め（令和6年12月26日公布）

- 1 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第12条の2第1項に定めるときを含む。）
- 2 少年法第6条の6第6項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第25条第1項若しくは児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けた場合
- 3 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 4 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合

（続く）

5 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合

イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合

ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合

6 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合

7 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

司法審査の概要

- 裁判官が発付する一時保護状による方法(事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求)とする。
- 親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
- 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化し、その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
- 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける(却下の翌日から3日以内にその取消を請求)